

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成31年度 第2回)

会 議 録

会 議 名	平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第2回特別幹事会
日 時	令和元年10月2日(水) 午後1時30分～午後2時45分
場 所	東京自治会館 大会議室
出席者	委 員 内山・田淵・谷口・秋山・島津・町田・本谷・大和田・藤本(堀越委員代理)・田口・八巻・江川・神山・遠藤・立川
	説 明 者 特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま (更新) 特定非営利活動法人 地域福祉ネットワーク第2こだま (更新) 特定非営利活動法人 福祉移送サービスの会 (更新・変更) 特定非営利活動法人 ぶなの樹会 (更新) 特定非営利活動法人 みたかハンディキャブ (更新) 特定非営利活動法人 エンゼルの会 (更新) 特定非営利活動法人 地域福祉ネット・結 (更新) 特定非営利活動法人 生活支援グループ夢来夢来 (更新) 社会福祉法人 幹福社会 ヘルプ協会たちかわ (更新) 特定非営利活動法人 自立生活センター・昭島 (更新) 特定非営利活動法人 国分寺ハンディキャブ運営委員会 (更新・変更) 特定非営利活動法人 自立生活センター・東大和 (更新) 特定非営利活動法人 ゆうらんせん (更新)
	事 務 局 清瀬市・東大和市
欠席委員	なし
議 題	1 開会 2 会議成立報告 3 資料の確認 4 会議運営上の確認事項について 5 多摩地域福祉有償運送運営協議会に協議申請された事項の審査等について 6 その他
公開・非公開の別	公 開
非公開の理由	
傍聴人の数	4名
配 付 資 料	<b>事前配付資料</b> ・平成31年度第2回特別幹事会・第2回運営協議会協議予定団体一覧 ・福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表(13団体) ・福祉有償運送 対価変更協議依頼書(2団体)

	<p><b>机上配付資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 資料1 平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第2回特別幹事会審査団体要件確認一覧表</li><li>• 資料2 需給状況等一覧</li></ul>
--	--

平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第2回特別幹事会

令和元年10月2日

**【会長】** それでは、皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回特別幹事会を開催いたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、13団体17件を協議ということで、非常に数が多くなっておりまして、円滑な議事には務めたいと思いますが、どうぞ皆様のご協力もお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、机上に配付しております次第に沿って進めさせていただきたいと存じます。

初めに、次第2、会議成立について事務局より報告をお願いしたいと思います。

**【特別幹事会事務局】** まず初めに、事務局より会議の成立について報告をさせていただきます。設置要綱の規定では、特別幹事会は委員の過半数が出席をしなければ開くことができないこととなっております。本日は委員15名中、代理出席を含めまして15名の方に出席をいただいておりますので、会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、次第の3でございます。資料の確認を事務局よりお願いします。

**【特別幹事会事務局】** それでは、事務局より配付資料についてご説明をさせていただきます。

初めに、第2回特別幹事会次第。次に資料1、審査団体要件確認一覧表。最後に、資料2-1から2-11といたしまして、各市の需給状況等一覧でございます。

このほか、各委員には、事前に本日審査をいただく各団体の要件確認表をお送りしてございます。

資料の過不足等はないでしょうか。不足等ございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。事務局からは以上でございます。

**【会長】** 資料の不足等は皆様よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、次第の4でございます。会議運営上の確認事項について事務局よりお願いします。

**【特別幹事会事務局】** それでは、会議運営上の確認事項につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、お手元のマイクを引き寄せまして、手前のボタンを押しますとランプが付きます。ランプが付きましたら、氏名を述べてからお話しをいただきますようお願い申し上げます。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を、会長、副会長、委員、事務局という表示に変更させていただきます。

また、この特別幹事会は原則公開となっております。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合には、非公開とすることができる規定となっております。

最後に、会議を傍聴される方にご連絡をさせていただきます。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくことになっておりますので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

続きまして、次第の5でございます。多摩地域福祉有償運送運営協議会に協議申請された事項の審査に入ります。

先ほど申し上げましたとおり、本日は17件の協議がありますことから、前半に9件の協議を行い、団体の入れかえを兼ねまして、10分間の休憩を挟みたいと思います。休憩後に後半の8件の協議を行う予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、前半のNo.1からNo.9までの各団体の申請概要等について、事務局より説明をお願いします。

**【特別幹事会事務局】** 事務局よりご説明を申し上げます。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認をさせていただきます。東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の配備、運行記録簿や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事務記録簿や苦情処理簿の配備につきましては、所管の自治体が確認をさせていただきます。重大事故の発生は、各団体ともございません。法令の遵守につきましては、各団体より宣誓書の提出を受けてさせていただきます。

資料1、審査団体要件確認一覧表をごらんください。今回は、更新登録申請が13団体15件、変更登録申請が2団体2件でございます。

事前にお送りしております要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び事務局で保

管しておりますので、必要があればお申し付けいただきたいと存じます。

それでは、申請概要等につきまして、No. 1からNo. 9まで順に説明をさせていただきます。

まず初めに、No. 1からNo. 3、武蔵野市、東村山市、小平市所管の特定非営利活動法人移動サポートひらけごまでございます。事務所の所在地、運転者、運行管理責任者及び会員数に変更がございます。

No. 4、小平市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだまでございます。運転者、運行管理責任者及び会員数に変更がございます。

No. 5、No. 6、清瀬市所管の特定非営利活動法人福祉移送サービスの会でございます。運転者、会員数及び損害保険に変更がございます。あわせて、対価の変更がございます。

No. 7、清瀬市所管の特定非営利活動法人ぶなの樹会でございます。運転者及び会員数に変更がございます。

No. 8、三鷹市所管の特定非営利活動法人みたかハンディキャブでございます。運転者及び会員数に変更がございます。

No. 9、府中市所管の特定非営利活動法人エンゼルの会でございます。会員数に変更がございます。

前半のNo. 1からNo. 9までは以上となります。事務局からの説明は以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、前半の6団体9件を一括で審査に入りたいと思います。

補足説明等がございましたら、所管の各市からお願いいたします。なお、団体数が多いことから、各市の需給状況等につきましては、資料2-1から2-6をごらんいただけますようお願いいたします。当該需給状況等に関するご質問があります場合は、後ほどの質疑応答の際にあわせてお願いをしたいと思います。

それでは、移動サポートひらけごまにつきまして、武蔵野市さんからお願いをいたします。

**【武蔵野市】** 武蔵野市でございます。よろしく願いいたします。

No. 1、NPO法人移動サポートひらけごまについてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

本年8月15日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。ドライバーについては、70歳の誕生日で定年としているため、70歳以上の高齢者ドライバーはおりません。運転者は年1回、健康診断を受診しており、運行前に対面確認を行うなど、適切に健康管理をしております。介助料は運転手とは別に介助専門に人が入った場合の料金でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、続いて東村山市さんからお願いをいたします。

【東村山市】 東村山市でございます。よろしく願いいたします。

No. 2、NPO法人移動サポート法人ひらけごまについてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。本年9月25日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。以下、確認事項については、武蔵野市と同様となっておりますが、確認の作業をいたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次に、移動サポートひらけごま及び地域福祉ネットワーク第2こだまにつきまして、小平市さんよりお願いしたいと思っております。

【小平市】 No. 3、No. 4の小平市でございます。よろしく願いいたします。

まずは、No. 3、特定非営利活動法人移動サポートひらけごまについてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。本年9月25日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。なお、70歳以上の高齢ドライバーについては、おりません。

続きまして、No. 4、特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだまについてご説明いたします。

こちらでも更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。本年9月20日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車

両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。なお、70歳以上の高齢ドライバーにつきましては、健康診断を必ず受けていただき、検査項目で指摘を受けた場合は、どのような内容かを聞き、その後の再診についても確認をとっております。また、運行前の対面チェックにより、運転に支障がないかどうかの確認を行っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。

それは、次に、福祉移送サービスの会及びぶなの樹会につきまして、清瀬市さんよりお願いします。

**【清瀬市】** 清瀬市でございます。よろしく願いいたします。

N o. 5、特定非営利活動法人福祉移送サービスの会についてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。本年9月12日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

続いて、N o. 6、同じく特定非活動法人福祉移送サービスの会の変更協議についてでございます。

変更となるのは、運送の対価でございます。変更の理由としましては、事業所として過去3年以上、福祉有償運送単体での赤字が続いておりました。今回の対価変更により赤字を解消し、今後のサービス継続につなげるためのものがございます。

続いて、N o. 7、特定非営利活動法人ぶなの樹会についてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。本年9月9日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。なお、当法人には70歳以上の運転協力者が2名おりますが、年1回の健康診断の受診とその内容の把握及び運行前の状態確認により、体調の把握に努めている状況をご報告いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、次に、みたかハンディキャブにつきまして、三鷹市さんよりお願いをしたいと思います。

**【三鷹市】** 三鷹市でございます。よろしく願いいたします。



こちらN o. 8、特定非営利活動法人みたかハンディキャブについてご説明いたします。

こちらは更新登録となります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。本年8月21日にみたかハンディキャブ事務局を訪問いたしまして、運行日誌等の記録について確認をしております。また、使用車両についても確認し、ともに適正に管理運営されております状況を報告させていただきます。なお、70歳以上の運転者15名、当会にはおりますが、順次、シルバードライバーズ安全教室を受講して、その運転技術の確認に努めているところでございます。75歳の年度末までということになってございますので、75歳の誕生日を迎えた方につきましては、その誕生月の6カ月後に再度健康診断の受診をするということで、健康状況の把握にも努めているところでございます。

三鷹市からは以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、次に、エンゼルの会につきまして、府中市さんよりお願いをしたいと思います。

**【府中市】** 府中市でございます。よろしくお願いいたします。

N o. 9、特定非営利活動法人エンゼルの会についてご説明をいたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。本年9月27日に法人事務所を訪問いたしまして、運行記録簿等の書類を確認いたしました。また、事故防止対策といたしましては、健康状態の確認として健康診断を義務づけるとともに、運行前に必ず体調のチェックを行っております。使用車両についても確認し、適正な管理運営がなされていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、前半の6団体9件につきましての補足説明が終了いたしました。委員の皆様よりご意見、ご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員。

**【委員】** タクシー業界と申します。

これは単純なミスかもしれないのですが、1番の移動サポートひらけごまのタクシー運賃、こちらのほうは多摩地区と比較されているのですが、武蔵野、三鷹のほうは都内の運賃になっていますので、こちらの三鷹は都内と比較していますので、実はこれに関しては同一法人なのなのですが、違うのかなというのが1点あります。ですから、

そここのところ、多分、都内のほうが時間制運賃はちょっと安いんですね。ですから、そういうような形で、たしか移動サポートさんは練馬区のほうでも運営協議会をやっているの、練馬区のほうは都内運賃で出していますよね。ですから、こちらのほうに関しては、1番、2番、3番とくくりが分かれていますので、そここのところのページに関しては、都内のほうと比較する。ですから、単純な添付ミスかなと思うのですけれども、一応指摘をしておきます。以上です。

【会長】 法人もしくは市さんのほうから何か。よろしくをお願いします。

【移動サポートひらけごま】 移動サポートひらけごまと申します。

委員のご指摘のように、前回までは多摩地区としてまとめて資料づくりをさせていただきましましたので、タクシー運賃比較表においてはそのようにつくらせていただきました。ただ、武蔵野市さんにおいては、やはりご指摘のとおり23区と武三地区の料金で比較表をおつくりして資料を整えたいと存じます。

【会長】 今のお答えをいただきまして、今回、特別幹事会ということになっておりまして、この後に協議会を事後かけることになっておりますが、その協議会につきましては、そういった形で資料を整えさせていただくということではいかがでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、予定しておりました前半の6団体9件につきましては、審議のほう終了とさせていただきます。

なお、先ほどの資料につきましては、協議会までに整えていただくということで、この会の共通事項としたいと思います。

それでは、団体の入れかえもございますので、ここで10分の休憩、ちょうど今13時50分でございますので、14時までを休憩として、後半に入りたいと思います。再開は14時でございますので、よろしくお願い申し上げます。

( 休 憩 )

【会長】 それでは、前半に引き続きまして、会議を再開したいと思います。

後半のNo.10からNo.17までの各団体の申請概要について事務局のほうから説明

をお願いいたします。

**【特別幹事会事務局】** それでは、事務局より、No.10からNo.17についてご説明をさせていただきます。

初めに、No.10、東久留米市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネット・結でございます。運転者及び会員数に変更がございます。

No.11、東久留米市所管の特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来でございます。運転者、会員数及び損害保険に変更がございます。

No.12、立川市所管の社会福祉法人幹福社会でございます。使用車両、運転者及び会員数に変更がございます。

No.13、昭島市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・昭島でございます。会員数の内訳に変更がございます。

No.14、No.15、国分寺市所管の特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会でございます。使用車両、運転者及び会員数に変更がございます。あわせて、対価の変更がございます。

No.16、東大和市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・東大和でございます。会員数に変更がございます。

No.17、東大和市所管の特定非営利活動法人ゆうらんせんでございます。運転者、会員数及び損害保険に変更がございます。

後半のNo.10からNo.17までは以上となります。事務局からの説明は以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、後半の7団体8件について一括で審査に入りたいと思います。

補足説明等がございましたら、所管の各市からお願いをしたいと思います。なお、各市の需給状況等につきましては、資料2-7から2-11をごらんいただけますようお願いを申し上げます。

それでは、地域福祉ネット・結及び生活支援グループ夢来夢来につきまして、東久留米市さんから補足説明等をお願いいたします。

**【東久留米市】** 東久留米市でございます。よろしくをお願いいたします。

No.10、特定非営利活動法人地域福祉ネット・結についてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

本年9月18日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。現在、70歳以上のドライバーが1名おり、この方につきましては、毎年、人間ドックと脳ドックを受診しております。また、70歳以上のドライバーは1年ごとの更新としており、特に無理のない運行スケジュールを組むようにしております。

続きまして、No. 11、特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来についてご説明いたします。

こちらでも更新登録になります。前回からの変更点につきましては、資料の訂正がございます。福祉有償運送更新登録団体要件確認表をごらんください。申請団体の現状のNo. 1の下段、事務所の項目について、所在地の欄に運送主体所在地と同じと記載がございますが、正しくは東久留米市中央町4-11-5となります。

また、1つ右側の変更の有無及び変更届け出日の欄に記載されたバツは誤りで、正しくはマルとなり、届け出日は平成30年8月1日でございます。これらの項目につきましては、次回の運営協議会では訂正したものをご提出いたしますので、何とぞご了承ください。

その他の項目につきましては、事務局説明のとおりでございます。本年9月26日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。なお、現在70歳以上のドライバーはおりません。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。それでは、訂正箇所につきましては、次回の協議会までにご提出いただくということで、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、幹福社会につきまして、立川市さんよりお願いをしたいと思います。

**【立川市】** 立川市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

No. 12、社会福祉法人幹福社会ヘルプ協会たちかわについてご説明をさせていただきます。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局の説明のとおりでございます。本年9月12日に法人事務所を訪問し、運行記録等運営方法について適切に管理していることを確認いたしました。あわせて、使用車両につきましても適切に管理運営がなされていることをご報告させていただきます。なお、運転者につきましては、お一人、70歳以上の方がいらっしゃいますが、現在、運行をお願いしているものは3年ほどございません。

運転者につきましては、年1回、定期健康診断を行い、運行前に対面確認を行うとともに、健康管理、安全確認を行っているところでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次に、自立生活センター・昭島につきまして、昭島市さんよりお願ひをしたいと思います。

【昭島市】 昭島市でございます。よろしくお願ひいたします。

No.13、NPO法人自立生活センター・昭島についてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局よりご説明をいただきましたが、本日配付の更新登録申請団体要件確認表について1点訂正がございます。5番の運転者のところですが、変更の有無にバツがついております。1人、運転手の入れかわりがございましたので、訂正をいたします。運転者の内訳などにつきまして、内容につきましては、前回更新時より変更はございません。

本年9月18日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の確認をさせていただきました。使用車両についても確認をし、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。なお、運転者のうち70歳以上の方がお一人いらっしゃいます。この方につきましては、年に1回、健康診断を受けていただき、日常につきましても、運行前に対面で会話をしながら、体調や通院、服薬の状況の確認を行って運行に当たっていただいております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次に、国分寺ハンディキャブ運営委員会につきまして、国分寺市さんよりお願ひをしたいと思います。

【国分寺市】 国分寺市でございます。よろしくお願ひいたします。

No.14、特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会についてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局のご説明のとおりでございます。本年8月23日に法人事業所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。なお、資料の運転者要件一覧表の中にごございますドライバーのうち、運転免許の有効期限が本年10月3日までの者がおります。こちらについては、免許の更新手続を行っていることを

確認しております。以上でございます。

続きまして、No. 15、特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会の変更協議についてでございます。

変更となるのは運送の対価と運送の対価以外の対価でございます。変更の理由につきましては、本年10月1日より消費税率が8%から10%に改正されることに伴い、変更を行うということでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次に、自立生活センター・東大和及びゆうらんせんにつきまして、東大和市さんより説明をお願いしたいと思います。

【東大和市】 東大和市でございます。よろしく願いいたします。

No. 16、NPO法人自立生活センター・東大和についてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。本年8月22日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。こちらの法人は70歳以上の高齢者ドライバーはおりませんが、全職員が毎年健康診断を受診していること、また、運転者に対して運転前に対面で点呼をすることで健康状態を把握していることを確認しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、No. 17、NPO法人ゆうらんせんについてご説明いたします。

こちらでも更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。こちらでも本年8月22日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

また、お手元の要件確認表の中の様式1につきまして、自動車検査証の更新に伴う修正がございます。要件確認表の4枚目の様式1の上から4番目の自動車登録番号、多摩580に6233の自動車検査証の有効期限が平成31年9月26日と記載がございますが、先日更新いたしまして、有効期限が令和3年9月26日となりましたので、修正をお願いいたします。

こちらの法人につきましても、70歳以上の高齢ドライバーはおりませんが、運転者全員が毎年健康診断を受診し、運転前には対面での点呼、全運転者に対して月に1回、運転

者の情報共有、注意喚起を行っていることを確認しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、後半の7団体8件につきましての補足の説明が終わりました。

委員の皆様よりご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員。

【委員】 では、全部で4点あるのですが、1つは、三鷹市についての質問です。

三鷹市の需給の状況で、実はUD車両が40%、これ、武蔵野市の33%を超えてぶっちぎって多いのです。ただ、都内に行ってしまうから、ちょっとそこら辺はわからないのですけれども、こちらの会員に身体障害の方が97名いらっしゃって、会員の方が160から133に減っているのですけれども、三鷹市として、UD車両が増えたということについて、それで例えばNPOさんの輸送が減ったとか、会員が減ったとか、そのようなトレンドみたいなのは三鷹市さんのほうで感想みたいなのは何かございますか。

すみません。勘違いしてしまいました。三鷹市さんは省きまして、次はこちらのほうのお褒めのほうで、東久留米市の地域福祉ネットの結さんが乗車距離平均というのをを出して、こういうようなデータが出てると大変わかりやすい。どうしてかというのは、70歳以上の高齢者の方がいた場合、市内でほとんど移動しているという形であれば大丈夫なのですけれども、長距離とかがあった場合、あまりにも長距離が多いのであれば、70歳以上を省いていただけるとか、何か運営の仕方というのはあるかもしれないので、乗車平均というのはいすごくいい内容だと思います。

幹福社会のほうで、会員数が851から230に減ったという形なのですけれども、これは利用しない方までも登録してしまっていて減ってしまったのか、もともと使っている人と使っていない人の違いがあるのか、ここのところの会員数が大幅に変動しているというのについての質問と、こちらで比較している多摩地区の運賃が、多分、前々回の運賃を使っている、今はたしか2,880円になっているのですけれども、2,800円のままになっているので、ほかの法人がつけているのがあると思うので、それを参考に新しいのにしていけないでしょうか。

さっきの三鷹の件は省きます。以上です。

【会長】 では、三鷹市さんの件はまた協議会で質問していただくということで、それ以外の質問にお答えをお願いと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

【幹福協会】 幹福協会と申します。よろしく申し上げます。

登録人数の激減についてなのですが、実際の利用状況や、長らく利用のなかった利用者様に対して、ADLの把握を目的に名簿の整理を行いました。具体的には、2年間利用のなかった利用者様を2年ほど前から名簿から外しております。

もう一点、料金表のことなのですが、見間違えてしまいまして、30分当たり2,880円に訂正して提出する予定になっております。

【会長】 ありがとうございます。また、結さんについてのご意見につきましては、情報として議事録で残して共有させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

お答えのほうはこれで、委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、それ以外に質問、ご意見等ございましたら、お伺いしたいと思っております、いかがでしょうか。

委員。

【委員】 幹福協会です。国分寺ハンディキャブさんに質問です。1つが、まず、70歳代のドライバーさんが多いということがあると思うのですが、また、車両につきましても、多数、車両をお持ちになっていて、初年度登録が比較的新しいものもあるかと思っております。そうした場合、ドライバーの方に、固定装置だとか、そういったレクチャーがなかなか難しいと思うのですが、そういったところで、教えるに当たって工夫されていることがあれば、教えていただければと思っております。

もう一点なのですが、今回、ドライバーがマイナス6名ということになっているかと思うのですが、なぜドライバーさんが減ってしまったのか、減った理由を教えてください。増やすために団体で今、努力なさっていること、行政などと一緒に増やすために取り組んでいることや協議していることなどがあつたら、教えていただければと思っております。

あと、これは事務局さんへの質問ということになるのですが、全国では行政が講習認定団体に委託して認定講習などを行っている事例があるかと思うのですが、そういった事例がもしわかって把握できるのであれば、運営協議会などでご報告していただければと思っております。全国移動ネットさんなんかはそういったところを調べているので、そういったところを通じて確認していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



す。

【会長】 よろしくお願ひします。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 国分寺ハンディキャブ運営委員会と申します。

まず、運転手さんについてのことなのですが、70歳以上の方がだんだん増えてきていることは確かです。私どもでは、75歳を一応、限界といたしまして、70歳のときにその方の運転状況や運転技能を判断いたしまして、特に問題がなければ続けていただくと。75歳になれば、もうその年齢に達したところで運転手さんをやめていただくということを前からやっております。

ただ、運転手さんがなかなか集まらないというのは事実でして、今まで70歳を超える方はそんなになかったのですが、ここ数年、だんだん増えてきているというのが現状です。これは早急に手を打たないと、皆さん、75歳を超えてしまうということにもなりかねませんので、早目に若い方というか、60代の方などを運転手さんとして採用できるようにしたいなと思っているところが事実です。

私どもは、いろいろな形で運転手さんの募集を行っているのですが、なかなかそれでも集まらないというのが現状です。今、国分寺でやっておりますのは、市報などに運転手さんの募集を出すということ、それから、市のお祭りのような行事があるのですが、そこに参加いたしまして、運転手さん募集のビラをまいたり説明をしたりということ。それから、立川にハローワークがありますので、そちらにも登録しまして、運転手さんが来ていただけるように申請を出しております。ただ、なかなかそこからは運転手さんはいらっしやらないですけどね。

70歳以上の方の健康状態につきましては、私どもも気にしているところで、今、健康診断を義務づけるということはしておりませんが、今後、有効な手があれば、健康診断をしていただくようにしたいなと思っております。今のところは口頭で、必ず健康診断を受けてくださいねということを申し上げているだけです。

それから、運転手さんにつきましては、やはり問題になるのは、運転手さんに対する報酬の問題かなと感じておまして、このところ、最低賃金が連続して上昇しておりますから、それに合わせなければいけないという状況がありますので、これについては苦慮しているところです。何とか皆さんが納得して働いていただけるような状況をつくっていききたいとは思っておりますが、今のところ、報酬につきましては最低賃金程度ということで我慢していただいているような状態です。市の方とも一応こういう課題があるということ

はお話はしますけれども、なかなか具体的に何かできるかといいますと、難しいのが現状です。

以上ですが、よろしいでしょうか。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。

【委員】 高齢ドライバーの運転に関しては、適性などを見られて、ある程度、この人なら大丈夫という方をお願いしているかと思えますし、高齢者のドライバーであっても、補償行動というのがあり、自分みずから、過去の経験であったりだとか、そういったことから安全運転をできる方もいらっしゃるかと理解しております。

私の団体でもそのようなのですけれども、車種が多いと、固定装置が全て違ったりだとかするのですよね。そこを覚えてもらうというのがなかなか苦慮しているところで、そういった問題とかは国分寺さんであったりしますか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 福祉車両の固定装置というのは車によっていろいろ違いますので、その固定方法になれていただくというのはなかなか大変な作業になります。初めていらした運転手さんはそれに苦労されるということが結構多いです。

部内の研修ですけれども、そういう方々につきまして集めて、年に一度ぐらいは研修をするようにはしております。それで十分かどうかはちょっとはつきりしませんけれども。

あともう一つは、私どもは数年前にアルコールチェッカーを導入いたしまして、運転前に必ずチェッカーで呼気を検査していただくということをやっております。

以上です。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。

それから、事務局にというような投げかけがありました自治体として講習をというお話なのですけれども、これは特別幹事会という席上でございまして、ここで取りまとめて調査しますよということをお答えするような立場ではございません。ただ、今日は自治体の各幹事市であるとか、たまたま今回、審査にかかわる市さんが見えているので、そういったやっている事例が全国には数カ所あるというようなお話がありますので、情報共有ということで提供させていただきたいと思えます。

なお、今後、そういった調査が必要ということであれば、しかるべき所管であるとか、ご自分の市さんを通して調査をかけるということは、また今後、検討していただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

これ以外に、この審査、申請に関しまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

それでは、委員。

【委員】 2点ほどあるのですけれども、自立生活センター・東大和と申します。よろしく申し上げます。

1点目はドライバーさんのことです。今、委員からもあったのですけれども、逆の質問かな。夢来夢来さんなののですけれども、比較のお若いドライバーさんが何人かいらっしゃるかなと思っていて、私たちも非常に苦勞しているもので、夢来夢来さんの活動はわからないので、どういう方が担い手として活動されているのかなというのが1点目です。

ゆうらんせんさんもお聞きしたのですけれども、同じ市内で活動しているので、たくさんお若いドライバーさんがいるのですけれども、さっきわかったのですけれども、夢来夢来さんはどんな活動をしていて、どんな方がドライバーさんをしているのかなというのをお聞きしたいのが1点と、これは昭島の行政の方にお聞きしたいのですけれども、自立生活センター・昭島なののですけれども、今、ちょっと見させていただいたら、車が随分年数がたっているなと思っていて、私たちは権利擁護団体なので、お金はないだろうということで、昭島さんも多分、そのような中で苦勞しながら活動しているんじゃないかなと思っていますのですけれども、昭島市のほうで、車両の入れかえとかは何百万とお金がかかるんじゃないですか。そういうの補助とか助成金じゃないのですけれども、何かそのような。多分、自立生活センター・昭島さんの車が20年ぐらいたっているのですね。すごく古いなと思って、行政のほうのバックアップがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

【会長】 それでは、夢来夢来さんのほうからお願いいたします。

【生活支援グループ夢来夢来】 活動については、障害を持っている方の移送サービスとともに、ヘルパー派遣、居宅介護等の在宅に行って支援の必要な方の支援をしたりとか、移動支援、その方の外出の支援などをやっている団体です。障害を持っている方の余暇活動と、在宅生活が続けられるようにというような、例えばとても困ったときに支援に入るというような余暇と在宅支援の二本柱の団体です。なので、運転をしていないでヘルパーだけで登録されている方もいますね。

人手不足はどの事業所もどの団体も、私たちも全く同じで、大変困っている状況なのですが、運転手さんが3年前と増えているのは、ヘルパーで運転していなかったけれども、だんだん増えてきて、そろそろ運転どうかなという方がいたりとか、あと、地域でいろいろつながりがありますので、そこで知り合いの方が60ぐらいになって、その団体をやめたけれども、うちでどうかということでお話をいただいてうちに入ってきたりとか、地

道に育てて技術を上げてもらって人を育てるか、あとはいろいろ地域のつながりの中で人づてに教えていただくという形で、ハローワークとかそういうところからはなかなか来ないような状況です。市内に気軽に求人をはっていただけるような場所がもっと増えるといいなと思っているところです。以上です。

【会長】 昭島さん、お答えできる範囲でお願いしたいと思います。

【昭島市】 ご質問いただきました車両のことについて、助成金についてですが、率直に申し上げますと、助成金という制度は現在はございません。センターさんのほうでも車両を見させていただいたところ、私どもの見る限りでもかなり年数がたっている車だなという印象は受けてございますが、実際の運行の状況などをお聞きしたところでは、大きい車と、あともう一つ、小さい車とをお持ちで、大きい車のほうが年数が経過しているものになりますが、小さい車のほうの運行のほうが多いよということと、日ごろ、今運転をしている状況の中では、特別何か問題ということを感じないので、日々点検をしていただきながら、ご苦勞はおかけしているのですけれども、乗っていただいている状況がございます。

以上でございます。

【会長】 昭島市さんありがとうございます。今、昭島市さんがお答えいただいた内容につきましては、自治体さまざまな事情等がございますので、このみにとどめていただければと思います。

それから、夢来夢来さんの質問については、委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。大丈夫です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、また審査等に関しまして、ご質問、ご意見等ありましたら、引き続きお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、今回、前半が6団体9件、後半におきましては、7団体8件の審査等を終了いたしました。本件の協議につきましては、特別幹事会では了承ということで、運営協議会のほうにお諮りをしたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なしの声あり」)

【会長】 では、異議なしということで、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。それでは、今回の協議につきましては、全てを終了いたしました。

続きまして、次第の6、その他について事務局よりお願ひをいたします。

【特別幹事会事務局】 本日ご了承いただきました件につきましては、来年2月の運営協議会において特別幹事会会長より報告を行い、ご協議をいただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、第3回特別幹事会を令和2年1月22日水曜日の午後1時半から、本日の会場の入り口を出て左側にあります第4・第5会議室で開催をしますので、委員の皆様におかれましては、ご調整の上ご出席をお願いしたいと存じます。

事務局からは以上でございます。

【会長】 委員の皆様におかれましては、お忙しいとは存じますが、ご予定のほうをお願いしたいと思います。

次に、運営協議会の事務局より何かございましたら、お願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【運営協議会事務局】 改めまして、運営協議会の事務局を務めております東大和市でございます。

本年8月21日の運営協議会におきましてご提案をさせていただきました運営協議会と特別幹事会の一本化及びブロック幹事会を廃止するなどの運営協議会の運営方法等の見直し案に係る意見聴取につきまして、おととい、9月30日付で運営協議会委員の皆様、それから特別幹事会委員の皆様、また、構成市町村、こういったところにメールまたは郵送により調査依頼をさせていただきましたので、お目通しいただきまして、調査のほう、ご協力をお願いできればと思っております。

私のほうからは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、そのほかの委員の皆様等から何かございますでしょうか。いかがでしょうか。委員。

【委員】 この協議会というのは10年ぐらいの歴史を歩んできたと思うのですが、相変わらず審査して終わりという流れは依然変わっていないのですが、これ自体は悪いことではないのですが、そろそろ将来の方向性とか、そういったことを描いて、問題を見詰めるという時期が来たと思うのですけれども、例えば来年度、未来会議では、総括原価方式をもしかしたらやめるというような話とか、自治体がもう少しこういった運営、タクシー及びバスとか、あるいは福祉有償運送、市町村有償運送などに対して関与しやすいような状況に法律を変えるというようなことを未来会議でも言っていらっしゃるわけで、そうい

う意味では、例えばドライバーが不足しているといったら、自治体が雇ってドライバーを派遣するとか、あるいはタクシー会社に支援してそれをやるとか、もう少しモビリティに対して真摯に取り組んだらどうか。自治体の方々はこの委員会で審査する側になるのですが、本来は、タクシー会社や福祉有償運送をやっている方々と四つに組んで一緒にやっていかなくちやいけない、そういうものだという認識がちょっと薄いように思うのですね。そこをちょっと心を改めていただいて、私たちも高齢者、障害者のモビリティに責任を持つ、そのために頑張るのだというところをもうちょっと示してほしいなど。そこが基本的に欠けているのではないかというのは、ここ10年、一貫してそういう形になっていたと思うのです。

たまたま来年度から、多少法律なども変わりますし、交通の世界では、100年に一遍の大革命が起こっているというような状況です。具体的には、自動運転とか、電気とか、あとMa a S、Mobility as a Serviceで、鉄道からそれこそタクシーまで、スマホ1つで全部使えるというのが、フィンランドやあるいはエストニアなどでも出ていると。エストニアなどは、交通だけに限らず、健康管理も1枚のカードで全部やれているのですね。たった130万の人口の都市が既にそれができ上がっていて、そういう時代に今、日本は乗りおけているのですね。多分、エストニアの電子化を見たらびっくりすると思うのですが、相当頑張っていらっしゃると。フィンランドもとにかくものすごく頑張っている。例えば、フィンランドはタクシーとライドシェアは全く同じ価格になってしまっているとか、エストニアではタクシーとライドシェアが同じ形で、どちらを選択できるかという、そこまで来てしまっているのですね。そういう中での、日本が離れ小島で、日本だけが独自の流れを進んでいるのだという認識だけはしておいていただきたいなど。道路運送法が70年ぐらい変わらなかったこともあるのですが、これから変わる可能性が少しは出てくると思いますので、そういうことに対しても積極的に考えてほしいなど。特に高齢者のモビリティは大事ですので、そこをやっていただきたいと思います。

以上です。

【会長】 今のご意見につきましては、しっかり議事録に残して、情報共有させていただきたいと思います。

それでは、続きまして、委員、よろしくお願いします。

【委員】 先ほど三鷹のずれてしまって、どうも済みませんでした。

三鷹もそうなのですから、こちらの市がつくっている資料のほうで、UDタクシー

が全く入っていない市もあるし、三鷹市は40%、武蔵野市は33%、つまりそれがインパクトとして市内の交通に与えているかどうか、そのような感想を入れていただければありがたいというのが1点。

2番目としては、さっきそういう観点がなかったのですけれども、古い車があった場合、乗車距離、どれだけ走ったのというのがあるので、例えばうちが今月代替えするラクティスは、まだ5年しかたっていないのですけれども、もう20万キロを超えてしまっているのですね。ですから、5年しかたってなくても20万キロ走っているのもあれば、例えばスカイラインとかですと、古いのでも整備して整備して使っているというのもあるので、あまりにも古いような車両という形であれば、走行距離を入れてみるのも1つの手かなと。そうすると、古くても市内しか走っていないよと。さっき軽自動車でちょっとしか動いていないとなれば、まだ10万キロも行っていないのだったら大丈夫かもしれないとか、福祉の中古を見ますと、平気で2003年とか2005年とか、東和さんとかそういうのを見ると、88万円ぐらいで売っていたりとかあるのですね。ですから、利用者の安全という意味からして、これが何十万キロも走っていたら、先ほども心配なされたようにというのがあるので、一応、そちらのほうであまりにも古い場合、例えば10年以上たった場合は、走行距離を載せていただくとか、そんなのが先ほどの委員からの心配の補足になるのかなと。

最後、私どもの会社、西東京市にあるのですけれども、全部で15市ぐらいから通勤してきているのですね。そうすると、先ほどドライバーの確保といった場合、皆さん、やっぱり地元では知名度が高いのですけれども、お隣の市とかになってしまったら知名度が高くないという形もあるので、例えばここら辺にある、これに参加しているところで共同で募集するとか、ハローワークさんに働きかけて、1社でやろうとするとなかなか集まらないので、例えばここに参加しているNPOさんたちが集まって、例えば立川のハローワークで開いていただくとか、そういうような形になると、僕は立川に住んでいるのだけれども、母親が東大和に住んでいるから、東大和だったらやってもいいですよとか、そういうようなケースもあったりとかするのですね。ですから、先ほど委員がおっしゃったように、ドライバー確保といった場合、公的なところからハローワークさんに働きかけるとやったださる可能性もあるかもしれないので、2団体から人手不足、人手不足という話と、集まっているというところもヘルパーさんのほうから転換していっているという話がありますので、何かそのような仕組みを例えば来年度以降とか、そういうような形をで

きたらという形でメモしておいていただければと思います。

以上です。

【会長】 委員。

【委員】 UDタクシーについて関連で、おそらくUDタクシーが1つもないというのはとんでもない話で、鳥取県は200台入っているのです。そして、八王子と人口がほぼ同じ56万なのです。200台の中で、その構成も大事で、日産とトヨタをうまくまぜてほしいと。東京はトヨタにかなり偏っているために、大きいタイプの車椅子の人が乗りにくくなっているのですね。そういう意味では、日産のNで後ろから乗りおりできる、これとあわせて比率をうまくするというのが役所の1つの役割だと思うのです。そこの導入の仕方については、少しタクシー会社に補助を出してでもいいから、日産も含めて買っただくと。タクシー会社はわりとトヨタを買いやすいのですね。そういう意味で、ジャパンタクシーも悪くはないのですが、障害者の輸送のことを考えたら、日産も入れておかないと間に合わないよというところですので、そのあたりはぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

タクシーが全部UDタクシーに変わってもいいぐらいだと思いますけれども、そのくらいの展望も本来は今後、この委員会こそ考え方をしっかりしておいたほうがよろしいのかなと思います。

以上です。

【会長】 お二人、意見等ありがとうございました。議事録にまずしっかり残したいというのは先ほどと同じでございます。それから、資料の作成につきましては、市側で作成している資料につきましては、よりよいものになるように、ご意見を参考に換えられるものがあれば、直していきたいと思います。

それから、人材の確保等につきまして、ここに出ている市さん、自治体につきましては、福祉分野が多いのかなと思われまますけれども、介護人材、福祉人材も同じ状況があって、同じような質問をいつも受けておりまして、同じようにご提案をいただきましたハローワークさんを通して、広域的に何かできないかというご意見も伺っておりますので、今後、そちらの福祉人材のことも含めて、同じ内容のご意見をいただいたということについては情報共有していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それ以外に委員のほうから何かお話がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。



どうぞ。

【委員】 タクシーの労働者の代表です。

単純なことを1つだけ、わかる方に教えていただきたいのは、乗務員さんが不足しているのですけれども、乗務員さんというのは、NPOの場合はダブルワークはできるのでしょうか。タクシーの場合は、乗務員はほかに運転の仕事を持ってないのですけれども、福祉有償の場合はどうなのか。

それともう一件、先ほど先生のほうからお話が出たのですけれども、今、国のほうが福祉有償運送の利用の拡大みたいなことが出てきていまして、来年、法改正をして、その利用の拡大をしていこうかということ国が決めてきているみたいなのですけれども、その場合、ここの場に新しい利用の仕方というか、どういうふうな形で福祉有償が拡大されるのかというのが情報的にはもっと早く出てくるのかなと思っているのですが、済みません、運輸支局さん、よろしくお願いします。

【会長】 お願いしていいですか。

【委員代理】 今のご質問の中の1つの福祉有償運送の拡大という部分については、今、そういう話が上がってきているということは承知しておりまして、ごめんなさい、今の状況で具体的にどういった拡大になっていくのかというのは、まだご案内できるものはありませんので、これについては当然、決まったものがあり次第、こういったせっかくの協議会の場ですので、そういったところでアナウンスはさせていただこうと思いますし、その中で、こういったものはどうかだとか、今日もいろいろなご意見をいただいておりますし、そういったものを持ち帰って、当然、情報はこちらのほうでも記録をさせていただいて、しかるべきときに活用させていただきたいと思います。

ダブルワークについては、制度上、してはいけないということは決してありません。実際にボランティアという位置づけでお手伝いとしてやられている方もたくさん、団体さんの形態にもよりけりだと思しますので、特段、制度上の縛りというのはございません。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見等ございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の第2回の特別幹事会を閉会させていただきたいと

思います。円滑な議事にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、これをもって本日は終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —